

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付は、全て母親が行ってくれていた。母親は亡くなっており詳細は不明だが、両親共にきちんと保険料を納付しているはずなので、私の分が未納になっているのはおかしいと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、その納付済期間の大半は前納制度を利用して納付し、一部期間は付加保険料納付を行っている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親についても、昭和36年4月に国民年金に任意加入した後、60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、その納付済期間の大半は前納制度を利用して納付していることから、母親の年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月14日にA町に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、44年*月*日（20歳到達日）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の国民年金保険料は、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②直前の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付されていることが確認でき、申立人の母親は未納期間の解消に努めていたことがうかがえるところ、納付意識の高かった母親が、同様に過年度保険料として遡って納付することが可能であった申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和50年11月頃に行われたとみられることから、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつた上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は、時効により、申立人の母親が過年度保険料として納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①の国民年金保険料は未納とされている上、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（石川）厚生年金 事案 7809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の同僚から提出された申立期間に係る同社の給与支給明細書から判断すると、申立人は同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成9年5月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社C営業所に勤務していた同僚24人のうち23人が、同社において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7810

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年7月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年4月から同年6月までの標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月30日から同年7月頃まで
② 昭和54年9月頃から55年2月1日まで
③ 昭和55年8月26日から56年2月1日まで

私は、A社に昭和54年3月から同年7月頃まで5か月間勤務した。その間業務内容や給料に変更は無い。厚生年金保険の記録が1か月しかないのは納得できない。申立期間①について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、B社には、昭和54年9月頃から58年3月まで正社員として継続して勤務し保険料も控除されていた。入社直後の54年9月頃から55年2月1日までの期間及び途中の同年8月26日から56年2月1日までの期間の記録が無いことに納得できない。申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から判断して、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和54年5月31日）の後の55年2月21日付けで、遡って54年4月30日と記録されていることが確認できる上、同僚13人についても、55年2月21日付けで、遡って資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載されたメモ書きによれば、昭和54年8月20

日から同年9月21日までの間に社会保険事務所（当時）からA社に対し事業主の来所を求める内容等の複数回にわたる電話記録が確認できることから、当時、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、A社は昭和54年5月31日に適用事業所ではなくなっているところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間①において法人格を有していたことが確認できる上、複数の同僚が、同社には、同年9月の時点で少なくとも5人以上の従業員がおり、当該時点まで事業を継続していたと証言していることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断でき、同年5月31日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人のA社における資格喪失日は、自身が同社に同年9月まで勤務していたとする複数の同僚が、申立人が同年7月まで在籍していたことを証言しており、退職日の特定はできないものの、申立人は、少なくとも同年6月末日までは勤務していたと考えられることから、同年7月1日であると認められる。

なお、昭和54年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の同年3月の記録から、11万円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社の複数の同僚に照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる証言は得られない上、申立人の雇用保険の記録における同社の資格取得日（昭和55年2月1日）と同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿の申立人の資格取得日は一致している。

また、B社の当時の役員及び複数の同僚が、「B社では、採用時に数か月の試用期間があり、その後社会保険に加入した。」と証言しており、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人の当時の上司及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、上記被保険者名簿の記録では、申立人はB社において昭和55年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月26日に同資格を喪失しており、その後、56年2月1日に再度資格を取得しているところ、オンライン記録によると、同社において55年6月から56年5月までの期間に被保険者記録が確認できる44人のうち、同僚21人についても、申立人と同様に、55年8月26日に資格を喪失後、56年2月1日に再取得しており、被保険者期間に欠落が見られる。

また、申立人と同職種であり、申立人と同様に被保険者期間が欠落している複数の同僚が、「当時、会社の体制が変更になり制作部門は独立採算制となった。社会保険は中断すると上司から説明を受け健康保険が途切れたことがあ

る。」と証言している上、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は、昭和55年8月26日に離職し、56年2月1日に再取得しており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致する。

さらに、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、同社の当時の状況について不明と回答しており、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月30日から同年5月1日まで

私は、昭和49年3月29日までB社（後に子会社A社を吸収合併）に勤務し、間を空けずに同年3月30日からA社に勤務したが、厚生年金保険の記録に空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社及びA社に継続して勤務し（B社C営業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「A社の資格取得届の記載誤りと思われる。」と回答していることから、昭和49年3月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

A社B工場から同社C営業所に異動した際に、1か月の厚生年金保険被保険者でない期間があることはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の記録及び申立人から提出された辞令により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和51年6月1日に同社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月、11年9月、同年12月から12年2月までの期間、14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月
② 平成11年9月
③ 平成11年12月から12年2月まで
④ 平成14年2月及び同年3月

老後の不安を解消するために決意して平成10年10月頃にA市B区役所で国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が納付されていないということはありません。

記憶は定かではないが、納付場所は、初めの頃はB区役所で、その後は、郵便局がほとんどであったが、銀行で納付したこともあったと思う。納付方法は、初めの頃は毎月納付し、その後、何度かは少し遅れることもあったが、遅れた月の国民年金保険料は毎月の保険料と一緒に納付していた。

また、私自身が免除申請を行った記憶は無いものの、免除となっている期間についても納付する旨を申し出て、間違いなく納付しているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月頃にA市B区役所で国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付してきたとしているところ、同市の国民年金記録によると、12年11月8日に申立人の国民年金に係る手続の受付をしたとする記載があることから、申立人の同市における国民年金加入手続は、この頃に行われ、この加入手続の際に、昭和54年11月21日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）まで遡って国民年金被保険者資格を再取得する事務処理が行われたものとみられる。この手続時期を基準とすると、申立期間①、②及び③の国民年金

保険料は、過年度保険料として納付することは可能であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①、②及び③を除く平成10年10月から12年3月までの保険料を、同年11月以降、順次、過年度保険料として納付している。しかし、そのほとんどが2年の時効間際に納付されていることが確認できることから、申立期間①、②及び③については、時効のため保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

また、オンライン記録によると、平成14年1月の免除申請により、申立期間④を含む13年12月から14年3月までの期間が全額申請免除期間とされており、同年12月に、当該期間の追納の申込みが行われたことが確認できる。しかし、追納保険料は、先に経過した13年12月の国民年金保険料から、順次、古い順に納付する必要があるところ、i) 15年2月に行われた最初の納付が、13年12月の保険料ではなく、14年1月の保険料であったため、過誤納保険料となり、この時点で未納となっていた13年9月の保険料に充当処理されていること、ii) 15年3月にも13年12月の保険料を納付すべきところ、14年2月の保険料が納付され、同様に過誤納保険料となり、この時点で未納となっていた13年11月の保険料に充当処理されていること、iii) 申立期間④直前の同年12月の保険料が15年4月に、14年1月の保険料が15年5月に納付され、申立期間④のうち14年2月の保険料については、これら一連の処理の過程で、全額申請免除記録のままとなったことが確認できる。その後、申立期間④の保険料が、追納された形跡は見当たらない。

さらに、この納付時期になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられ、申立期間①から④までの数回にわたり記録誤りが生じたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から56年8月まで

私は、昭和56年9月に結婚のためA町へ転入し、この転入の際に、同町役場B出張所において国民年金加入手続を行い、役場の担当者からそれまで加入手続をしていなかった20歳から約4年間の国民年金保険料を納めるように言われたので、その2、3か月後に同出張所において、保険料約20万円を現金で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月に結婚のためA町へ転入し、この転入の際に、同町役場B出張所において国民年金加入手続を行い、その2、3か月後に申立期間に係る約4年間の国民年金保険料約20万円を現金で同出張所において遡って一括納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月21日に同町に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を同年9月13日（申立人が同町の住民となった日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

また、前述の資格取得日については、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録（1）」欄の記載内容並びにA町の国民年金被保険者名簿の資格取得日とも符合しているほか、同町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、前述の加入手続時期において、仮に20歳到達時に遡って資格取得された場合であっても、当時は特例納付実施期間ではないことから、約4年間の国民年金保険料を一括納付することはできないほか、A町によると、同町役場B出張所においては過年度保険料に係る納付書の発行及び収納は行っていなかったとしており、申立人の主張をもって、申立期間に係る保険料が一括納付されたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで
年金記録を見ると、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 53 年 12 月 31 日、B社における資格取得日が 54 年 1 月 1 日となっているが、私は 53 年 12 月 31 日までA社に勤務したので、資格喪失日を同年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時にA社において社会保険事務及び給与計算事務を担当していた者は、「給与は末日締め、当月 25 日払い、厚生年金保険料は翌月控除で、私の在職中はずっと変わらなかった。末日退職者に係る最後の給与に関しては2か月分の保険料を引いていた記憶は無い。」と証言している。

また、A社は、「申立人の退職月に係る保険料の取扱いについては、当時の資料が残っていないため、不明である。」と回答している。

さらに、申立期間において申立人と同様にA社において被保険者資格を喪失し、B社において被保険者資格を取得している同僚4人に照会したところ、いずれもA社での退職月における厚生年金保険の取扱いについて覚えておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除についての証言が得られない上、当時の給与明細書等も所持していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7814（愛知厚生年金事案 4316 及び 6528 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 33 年 5 月まで
② 昭和 33 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 43 年 2 月から同年 6 月まで

前々回、前回の申立てについて年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらったが納得できない。

今回新たな資料等はないが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立期間①については、A社B支店が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社は、支店ごとに厚生年金保険の適用事業所の手続をしており、適用事業所となっていない支店に勤務していた職員については、給与から厚生年金保険料を控除しておらず、申立人の在籍記録は確認できないと回答していること、さらに同社が加入していたC健康保険組合は、当時の資料が無く申立人の組合員記録が確認できないと回答していること、ii) 申立期間②については、D社E支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社が加入していたC健康保険組合は、当時の資料が無く、申立人の組合員記録は確認できないと回答していること、iii) 申立期間③については、雇用保険の記録及びF社に勤務していた同僚の証言により、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが認められるものの、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人が記憶している事業主も、同社の当該事業主に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できるこ

となどを理由として、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「A社、D社及びF社の同僚を思い出した。間違いなく勤務していたので記録を認めてほしい。」と主張したものの、申立人が記憶している同僚については特定ができない又は既に死亡しており、申立てに係る周辺事情を調査することができない上、申立期間③については、F社の当時の事務担当者が、同社の従業員のほとんどは、健康保険組合の加入のみで、厚生年金保険被保険者の資格は取得していなかったと証言していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成23年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「新しい資料などは無いが、もう一度調査してほしい。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 7815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 25 日から 51 年 7 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 16 日から 59 年 5 月 1 日まで

申立期間①についてはA店で、申立期間②についてはB店で、それぞれ勤務していた。A店及びB店はC社が経営していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言及び申立人から提出された写真から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、C社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所であったことが確認できない。

また、C社は、平成7年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び申立期間当時の取締役の照会したもの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が申立期間①において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「厚生年金保険加入の取扱いについては分からない。保険料控除についても分からない。」と証言していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、雇用保険の記録、複数の同僚の証言及び申立人から提出された写真から判断すると、申立人は、当該期間のうち、少なくとも昭和58年5月1日から同年8月31日までの期間において、C社に勤務していたこ

とは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、適用事業所であったことが確認できない。

また、C社は、平成7年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主と申立期間当時の取締役に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が申立期間②において一緒に勤務していたとして名前を挙げる複数の同僚はいずれも、「厚生年金保険加入の取扱いについては分からない。保険料控除についても分からない。」と証言していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 7816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
申立期間①又は②のいずれかの期間の中で、A社B営業所に1年半ほど勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、i) 雇用保険の記録によると、申立人は、昭和58年3月16日から59年9月28日までの期間について、失業等給付（基本手当及び公共職業訓練施設への通所手当等）を受給したこと、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、58年3月1日から同年6月11日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者であったこと、iii) C市の回答によると、同年6月11日から61年7月1日までの期間について、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、A社B営業所の複数の同僚に照会したものの、勤務を推認できるような証言は得られない。

申立期間②について、A社B営業所において被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言及び申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B営業所は、「申立期間①及び②当時の資料が無いため、厚生年金保険のことについては不明である。」と回答している上、当時の所長及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の同社B営業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間②について、C市の回答によると、昭和62年1月1日から平

成3年4月4日までの期間について、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、A社B営業所の申立期間①及び②における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 7817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から32年8月まで
兄の紹介でA社又はB社に3年以上勤めたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張するA社及びB社の前身であるC社は、厚生年金保険の適用事業所としては、申立期間を通して「C社」として記録されているところ、申立期間について、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、既に死亡しており確認することはできないが、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、申立期間のうち、昭和30年10月1日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同社は、33年6月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間におけるC社の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 7818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 25 日から 58 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無く、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。昭和 37 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで、A社又はB社において、継続して厚生年金保険の被保険者であったはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務期間は分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、A社の同僚のうち二人は、申立人が、少なくとも昭和 48 年 4 月までの期間又は52年12月までの期間において同社に勤務していたと証言しているものの、申立人は、45 年 10 月 1 日から 57 年 4 月 25 日まで継続してB社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該証言とは整合性が無い上、A社の他の同僚から、申立人が当該期間において勤務していたとする証言は得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 45 年 8 月 31 日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

申立期間②について、B社は、「申立人が当社に勤務していたのは確かだが、申立人に係る資料は保管しておらず、詳細な勤務期間等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和57年4月24日にB社を離職し、同年4月28日に求職の申込みをし、同年5月5日から58年2月5日までの期間に係る基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間③について、A社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務期間は分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、A社の同僚から、申立人が申立期間③において勤務していたとする証言は得られない上、当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、C市から提出された資料により、申立人は、申立期間③のうち、昭和59年4月1日以降の期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 31 日から 59 年 1 月 17 日まで

私は、昭和 55 年 9 月に A 社 B 工場に入社し、59 年 5 月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、被保険者期間となっていないことが分かった。私は、夫から、A 社 B 工場で社会保険に加入するように言われ、同社同工場で継続して厚生年金保険に入っていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において A 社 B 工場に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社 B 工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社本社も「当時の資料は残っていないため不明。」と回答している上、申立人は、同社同工場における仕事内容及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人と同じ職種の同僚が特定できず、連絡が取れないため、同社同工場における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「A 社 B 工場で夫も大体同じ時期に働いていた。」としており、雇用保険の記録から、申立人の夫が昭和 52 年 10 月 17 日から 58 年 10 月 1 日まで同社同工場に勤務していたことは確認できるものの、夫の年金記録を見ると、同社同工場の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことから、申立期間当時、同社同工場では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「夫から、私だけは A 社 B 工場で社会保険に加入するよ

う言われたので、加入していると思うが、そのように言われたことだけしか記憶に無く、手続などは、昔のことなのでよく覚えていない。」としている上、申立期間において、国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料が全て納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から38年1月17日まで

A社を辞めた後に、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は脱退手当金を請求したことはないし、受け取ってもいないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年間に資格喪失した女性の同僚10人のうち、脱退手当金の受給資格があり、資格喪失後、半年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録があり、6人全員について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給を記憶している当時の複数の同僚は、「会社の人が脱退手当金の手続を行ってくれた。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱退手当金」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年7月26日に支給決定されているなど、社会保険事務所(当時)の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。